後継者 第三者共通 経営移譲・経営継承共通

経営移譲管理カード

(別紙1) 整理番号(

氏名							被保険者記号番号 年金証書記号番号 (裁定後記入)				
		! 等の種類 等の相手方)		(AIC記入) 後継者		個人	第三者((Bに記入) 公社等法人※1	小作地返還等※2	夫婦同時配偶者 (協定破棄)※3	構成員(常時たる)で なくなった
	該当箇所に	〇を付すこと									
※2	全農地等が		消滅(小化	作地の地主	返還)、土地	地収用法その		収用等された場合 (新制度)の場合			
(①経営科	3讓(経営紀	継承)	こおける	農業経	営につい	ての取決と	め書			
((経営移譲((経営継承)時	点で締約	吉作成する	こと)						
	取決め	日	令和	年	月	日					
	経営移	譲終了日	令和	年	月	日	<u>4</u>	経営継承終了日	令和	年 月	日
Α	経営移	譲(経営継承))者	(甲)	(住所)						
後					(氏名)						
継者移	譲受後	継者		(乙)	(住所)						
讓					(氏名)						
継承		営を行う上での 3 は乙が農業					きる。				
	2. 当該農業	業経営に係る#	利益及び	が損失は乙	に帰属す	ること。(注1))				
3	3. 農業経営	雪についての重	重要な農	作業は乙	が担当する	ることとし、甲	はこれを補助	する立場になる	こと。(注2)		
4	4. 甲に帰属	ましている次の)諸名義	は、経営移	ß譲(経営約	継承)終了日	以降速やかに	.乙の名義に変勇	更すること。(注3))	
		業共済の加入:		- ·		_	→ (変更予算		和 年	月日	
	, ,	営所得安定対策 ************************************			₹名義	_	(221)		和年	月日	
		業所得に係る約 ♥=☆(タマ ➡�			/ 曲 坐 45		→ (変更予)		1年	月 日	
	①経営移譲(経営継承)における農業経営についての取決め書 (経営移譲(経営継承)時点で作成すること)										
	取決め		令和	年	月	日	4	內兴애ス级ファ		<i>-</i>	
В	栓呂移:	譲終了日	令和	年	月	日	गं	経営継承終了日	十 令和	年月	日
第二				. — .	(12>						
三者	経営移	譲(経営継承))者		(住所)						
移		譲(経営継承))者		(氏名)						
移譲	経営移道 譲受者	譲(経営継承))者								
移譲(継	譲受者	譲(経営継承) 経営継承)の相手 よ人の場合に記入	手方が第三	(乙) ≡者個人	(氏名)						
移讓(継承	譲受者 経営移譲(とは農業法	経営継承)の相手 よ人の場合に記入	・ 手方が第 <i>3</i> 入	(乙) 三者個人]	(氏名) (住所)	i移転又は使	用収益権の設	定・移転契約を	完全に履行する	こと。	
移譲(継承)	譲受者 【経営移譲(! 又は農業法 1. 甲と乙と	経営継承)の相手 よ人の場合に記入 の間で締結し	手方が第三 入 <i>た</i> 農地等	(乙) ≡者個人] 等及び施設	(氏名) (住所) (氏名) (氏名)					こと。 夏等すること。 (注	E3)
移譲(継承)	譲受者 「経営移譲(! 又は農業法 1. 甲と乙と 2. 処分対象	経営継承)の相手 よ人の場合に記入 の間で締結し	手方が第三 入 <i>た</i> 農地等 留地を除く	(乙) ≡者個人] 等及び施設 く)に係るク	(氏名) (住所) (氏名) (氏名)			終了後速やかに			Ξ3)
移譲(継承)	譲受者 「経営移譲(注 又は農業法 1. 甲と乙と 2. 処分対勢 (1)農業	経営継承)の相手 た人の場合に記入 の間で締結し 象農地等(自留	手方が第三 入 た農地等 習地を除く 名義(注	(乙) ≡者個人] 等及び施設 く)に係るが 54)	(氏名) (住所) (氏名) (氏名) 安の所有権 欠の諸名義		譲(経営継承)	終了後速やかに定時期)	こ甲から乙に変更	更等すること。 (注	E3)
移譲(継承)	譲受者 「経営移譲(注 又は農業法 1. 甲と乙と 2. 処分対勢 (1)農業	経営継承)の相手 と人の場合に記入 の間で締結し 象農地等(自留 業共済の加入2	手方が第三 入 た農地等 習地を除く 名義(注	(乙) ≡者個人] 等及び施設 く)に係るが 54) 付金の申請	(氏名) (住所) (氏名) gの所有権 欠の諸名義	養は、経営移 - - 同	譲(経営継承) → (変更予) → (変更予)	終了後速やかり 定時期) 令 定時期) 令	に甲から乙に変更 計和 年 計和 年	更等すること。 (注	E3)
移讓(継承)	譲受者 「経営移譲(又は農業法 1. 甲と乙と 2. 処分対象 (1)農 (2)経営	経営継承)の相号 大人の場合に記入 の間で締結し 東農地等(自留 業共済の加入。 営所得安定対策	手方が第三 入 た農地等 留地を除ぐ 名義(注 策等交付	(乙) ≡者個人] 等及び施設 く)に係るか (子金の申請 (子給権)	(氏名) (住所) (氏名) の所有権 欠の諸名義	歳は、経営移 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	譲(経営継承) → (変更予) → (変更予) 意 書 員会で確認さ	終了後速やかに 定時期) 令 定時期) 令 れる場合にご記	に甲から乙に変更 計和 年 計和 年	三等すること。(注 月 日 月 日	
移譲(継承)	譲受者 「経営移譲!! 又は農業法 1. 甲と乙と 2. 処分対勢 (1)農業 (2)経営	経営継承)の相号 法人の場合に記み の間で締結しま 東農地等(自留 業共済の加入。 営所得安定対策 業者年金 香の加入名	手方が第三 人 た農地等 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	(乙) 三者個人 等及び施設 く)に係るが (全) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一	(氏名) (住所) (氏名) (氏名) (なのの諸名 (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる)	は、経営移 つ で、農業委 特 例 付 カ 三対策等交	譲(経営継承) → (変更予5 → (変更予5] 意 書 員会で確認さ 加 年 金) (と 付金 の 申	終了後速やかい 定時期) 令 定時期) 令 れる場合にご配 の 受 義 、ウ.	に甲から乙に変更 計和 年 計和 年 <u>!入ください。</u>) こ 関 す る 事	更等すること。 (注	トるため、
移譲(継承)	譲受者 「経営農業法 1. 甲と乙と 2. 処分分農 (2)経営 (2)経営	経営継承)の相手 た人の場合に記み の間で締結しま 東農地等(自留 業共済の加入。 営所得安定対策 業者年金 番の加入名	手方が第三人 た農地等 名 第 会 名 等 交 径 ご イ ・ 養 業 委	(乙) 三者個人 等及び施設 く)に係るが (全) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一	(氏名) (住所) (氏名) (氏名) (なのの諸名 (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる)	は、経営移 つ で、農業委 特 例 付 カ 三対策等交	譲(経営継承) → (変更予) → (変更予) 意 書 員会で確認さ 加 年 金)(終了後速やかい 定時期) 令 定時期) 令 れる場合にご配 の 受 義 、ウ.	に甲から乙に変更 計和 年 計和 年 <u>!入ください。</u>) こ 関 す る 事	等すること。 (注 月 日 月 日項を確認す	「るため、
移譲(継承) アー令	譲受者 「経営農業法 1. 甲と乙と 2. 処分分農 (2)経営 (2)経営	経営継承)の相号 法人の場合に記み の間で締結しま 東農地等(自留 業共済の加入。 営所得安定対策 業者年金 香の加入名	手方が第三 人 た農地等 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	(乙) 三者個人 等及び施設 く)に係るが (全) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一	(氏名) (住所) (氏名) (氏名) (なのの諸名 (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる) (たる)	は、経営移 つ で、農業委 特 例 付 カ 三対策等交	譲(経営継承) → (変更予5 → (変更予5] 意 書 員会で確認さ 加 年 金) (と 付金 の 申	終了後速やかい 定時期) 令 定時期) 令 れる場合にご配 の 受 義 、ウ.	に甲から乙に変更 計和 年 計和 年 <u>!入ください。</u>) こ 関 す る 事	等すること。 (注 月 日 月 日項を確認す	しるため、

【取決め書の作成上の留意点】

- 次の音のTFRA上の自息点』 (注1)必要に応じ、甲と乙の定めるところにより、甲が乙に扶養を求めることができる旨の条項を設けてよい。 (注2)この原則によりがたい場合は、その理由を明記して重要な農作業についての甲と乙との分担関係を別途定めること。 (注3)経営移譲管理カード作成時点で変更できない名義がある場合、変更予定時期が到来した後に裏面②で確認すること。 (注4)「農業共済の加入名義」は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係をいう(特例付加年金の場合は、 家畜共済を含む)。

が、 諸名義の変更等に関する確認は、担当部局による確認(ア欄)又は農業委員会による確認(イ欄)の<u>いずれか一方</u>で行うこと。 農業委員会による確認の場合は、確認した書類名を記入又は本人から提出された確認書類(写)をこのカードに添付すること。

②経営移譲(経営継承)に伴う諸名義の変更等に関する確認※4 (注)該当する名義がないときは、(氏名)欄に「該当なし」と記入する。									
A 後継者移譲		ア (担当部局) 処分対象農地	等に係る農業	共済の加入名	義は、乙と当農	農業共済組合(市区町村)	との間に在しているこ	ことを確認しました。	
		確認日	令和	∓ 月	日				
	農業	確認者	(担当部局名	3)		(氏	名)		
	共済	イ (農業委員会 処分対象農地		共済の加入名	義は、乙と農業	美共済組合(市区町村)と	の間に在していること	を確認しました。	
		確認日	令和	₹ 月	日	確認書	類		
		確認者	(氏名)						
		ア(担当部局)	h笙に仮ス級尚	全部得安定 社	第第な仕全の	申請は、乙が行っている	ことを確認しました		
		確認日	令和 全		日	4-11418 CO 11 2 CO 6	/ここと 単色成しよし/こ	•	
(経安	確認者	(担当部局名		н	(氏	夕)		
447	営定 所対			J/		(1),	11)		
承	得策	イ(農業委員会 処分対象農地		的得安定対	策等交付金の	申請は、乙が行っている	ことを確認しました。	o	
		確認日	令和	₹ 月	日	確認書	類		
		確認者	(氏名)						
		 ア (担当部局) 農業所得に係る納税の申告は、乙が行っていることを確認しました。							
	#	確認日	令和	車 月	日				
	農業	確認者	(担当部局名	3)		(氏	名)		
	所 得	イ (農業委員会 農業所得に係) 系る納税の申告	まは、乙が行っ	っていることを	を認しました。			
		確認日	令和	車 月	日	確認書	類		
		確認者	(氏名)						
	②経営移譲(経営継承)に伴う諸名義の変更等に関する確認※4 (注)該当する名義がないときは、(氏名)欄に「該当なし」と記入する。								
		ア(担当部局)	h 笙 I - 仮 Z 典 类	÷#泫Λ加1	夕美け 田が	四入等していないことを	左辺し 士し ナ _		
		22万		手 月	石我は、 中が7 日	川八寺していないことを1	住心しよした。		
_	農	確認者	(担当部局名		Р	(氏	Ø)		
В	業共			5)		(九	石)		
第	済	イ(農業委員会 処分対象農地		美共済の加入	名義は、甲がた	11入等していないことを研	確認しました。		
Ξŧ		確認日		∓ 月	B	確認書			
三者移		確認者	(氏名)						
譲		ア(担当部局)		. =		1			
<u> </u>						申請は、甲が行っていな	いことを確認しました	<i>t</i> =。	
継承	経安	確認日 確認者	令和 ^全 (担当部局名		日	(氏	A)		
	営定 所対			1 /		(1),	11)		
	得策	イ(農業委員会) 処分対象農地等に係る経営所得安定対策等交付金の申請は、甲が行っていないことを確認しました。							
		確認日	令和	∓ 月	日	確認書	類		
		確認者	(氏名)						
	3 €	留地(第三者	移譲で該当	がある場合	のみ記入)				
			戸	f 在			番地	面積(㎡)	
経営移譲年金裁定決定年月日 特例付加年金裁定決定年月日 その他特記事項									
ᄼᇷ		年 日	口△和	Æ	В				
令和		年 月	日令和	年	月	日			

【利用上の留意点】

- ・ 経営移譲(経営継承)に伴う諸名義変更等の確認を各名義所管部署の窓口で同時並行して行う等のため、この「経営移譲管理カード」 を複写して確認を受ける場合は、その複写した資料を確認後再びこの「経営移譲管理カード」に綴じて保管してください。
- ・ 第1回目現況届の提出時までに確認欄を整備し、第1回目現況届に当カードの写しを添付して基金へ提出する。・ 当カードの原本は農業委員会で保管する。